

## 代理店業務品質評価業務規程の改正

### 1. 趣旨・目的

- 2026 年度調査の高度化・厳格化に伴い、調査における代理店および協会事務局の対応に変更が生じることから、これらの変更点を代理店業務品質業務規程（以下、業務規程）においても明確化する趣旨にて関係条文を改正いたします。

### 2. 改正内容

- 以下の「改正の概要」のとおり変更を行うほか、解釈の明確化のための文言調整を行います（改正後条文は別紙 5 参照）。

#### （1）調査における対応の主な変更点

- 調査受審代理店において必ず対応することが求められる以下の点につき、改正により、当運営の前提や代理店の義務として明確化いたします。

対応の変更点	改正の概要
<p>①「顧客本位の業務運営」の再確認</p> <p>・代理店に対し、「認定代理店」の前提として、調査受審前に、顧客本位の業務運営を行っていることの再確認を求める。</p>	<p>次の条文を改正し、「誠実に顧客本位の業務運営を行っている」と自ら判断している代理店」であることが前提である旨を明示。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－（業務規程の）目的（第 1 条）</li> <li>－業務品質評価運営の目的（第 2 条）</li> <li>－「業務品質評価運営」の定義（第 3 条第 1 項）</li> </ul>
<p>②経営陣の関与</p> <p>・代理店に対し、調査全般において、経営陣の関与のうえ、会社として責任のある対応・回答を行うことを求める。</p>	<p>次の条文を改正し、経営陣の関与の義務を明示。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－代理店の誠実協力義務・情報提供義務（第 5 条第 2 項）</li> </ul>
<p>③同意（宣誓）事項（※）の遵守</p> <p>・代理店に対し、調査受審申込み時の同意（宣誓）事項（※）を遵守することを求める。</p> <p>（※）「趣旨逸脱募集」「社会保険の潜脱」および「保険募集の再委託禁止の潜脱」を行っていない（今後も行わない）こと</p>	<p>次の条文を改正し、同意（宣誓）事項の遵守義務を明示。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－代理店が遵守すべき事項（第 5 条第 1 項）</li> </ul>
<p>④代理店の義務に反する場合の「調査取止め」</p> <p>・協会事務局は、代理店が義務に反する場合には「調査取止め」を行うこと。</p>	<p>次の条文を改正し、代理店の義務が遵守されない場合が「調査取止め」の対象に含まれることを明示。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－協会事務局による「調査取止め」（第 21 条第 2 項）</li> </ul>

<p>⑤再調査手続きの明確化</p> <p>・代理店に対し、所定の方法により実施される再調査において、所定の内容に係る追加資料等を提出することを認める。</p>	<p>次の条文を改正し、代理店は「生命保険乗合代理店業務品質評価運営要領」の定めに従い追加資料等を提出する旨を明示。</p> <p>－再調査（第 24 条）</p>
--	--

### 3. 今後のスケジュール

- 本改正は、2026 年 2 月に実施予定の協会理事会にて決定します。  
2025 年 11 月に協会理事会にて改正を決定した「代理店に対する処分」に関する改正とあわせ、2026 年 4 月 1 日より施行いたします。
- 改正後の業務規程は、協会ホームページにて公表し、認定代理店に対する情報提供や初回受審申込代理店に対する個別説明の機会を通じて、周知を図ってまいります。

以上